

議案番号	件 名
提案課名	内 容
議案第30号	三田市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
道路河川課	<p>【趣旨】 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部改正に伴い、同法律の条項を引用する当該条例について、所要の規定の整備を行うもの。</p> <p>【改正内容】 第1条中「法第2条第9号」を「法第2条第10号」に改める。</p> <p>【施行期日】 令和3年4月1日</p>